

利用者の重度化対応に関する指針

指定特定施設入居者生活介護事業所 ファミリーケア城南

利用者の重度化対応に関する指針

1. 事業所における利用者の重度化対応に関する基本的考え方

当事業所の利用者が、病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になっても、可能な限り住み慣れた環境での生活を維持し、できる限り利用者本人が望む場所で暮らしていくことができるように、医療関係者・家族等と協力して対応するものとし、ます。

2. 事業所における利用者の重度化対応に関する具体的支援内容

- (1) 生活相談員・看護職員・介護職員・計画作成担当者・管理栄養士等（以下「各職種」という。）からの情報収集により、食事摂取状況や日常生活動作、バイタルサインの確認等により、身体状況の変化の早期発見に努めます。
- (2) 各職種の参加によるカンファレンスを開催し、看護・介護について特定施設サービス計画書の修正又は変更を行います。
- (3) 利用者の主治医より、病状の説明を行い今後の治療方針（インフォームドコンセント）と、希望する終末期をイメージできる支援を行います。
- (4) 医療機関に入院することを希望された場合は、入院に向けた支援を行います。
- (5) 利用者本人及びその家族等の意向を踏まえ、重度化に対応した特定施設サービス計画書を作成する。

① 身体的ケア

- ・ 医療体制、点滴・酸素吸入が必要と判断された場合、主治医と相談し受診又は入院等の調整を行います。
- ・ 食べる楽しみをどこまで維持し支援できるかを重視し、栄養量と水分量の確保に努めます。
- ・ 口腔ケア、入浴、部分浴、清拭、必要な被服の更衣、就寝空間の清潔保持に努めます。
- ・ 尿意及び便意に対する適切な対応と便秘に関する調整を行い、不快感の少ない排泄ケアに努めます。

② 精神的ケア

- ・ 利用者本人の感情の表出を助けるためにコミュニケーションを重んじます。
- ・ プライバシーの確保、馴染みの物を置くなどの生活空間、室温空調などに関する配慮を行い、こころやすらぐ環境整備に努めます。
- ・ 安楽な体位の工夫とその援助、主治医の指示による疼痛緩和を適切に行うことに努めます。
- ・ 手を握る、体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励ましを行う

ことで、精神的苦痛の緩和に努めます。

3. 事業所における医療連携体制について

- (1) 利用者の主治医との情報共有化による看護・介護の協力体制を築きます。
- (2) 看護職員は、利用者の主治医の指示による疼痛緩和等を行い、安らかな状態を保つことができるよう利用者の状態把握に努めます。
- (3) 利用者の日々の状況について適宜、家族等に対して説明を行い、その不安に対しても適宜、対応します。
- (4) 事業所は、看護職員との24時間オンコール体制による連携を行い、緊急時に備え職員連絡網を整備します。

4. 職員の教育・訓練

利用者の重度化による終末期ケアが充実するように以下の教育・訓練を必要に応じて行うものとします。

- (1) 本指針の基本的考え方の理解
- (2) 終末期に起こり得る利用者の身体的・精神的変化への対応方法
- (3) 職員連絡網の周知徹底
- (4) 終末期ケアにおけるチームケアの重要性の理解
- (5) 利用者の家族等への援助方法
- (6) 終末期ケアに関する検討会

5. 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上にも公開します。

附 則

1. この指針は、平成19年10月1日より運用する。
2. この改正指針は、令和3年10月1日より運用する。
3. この改正指針は、令和6年4月1日より運用する。